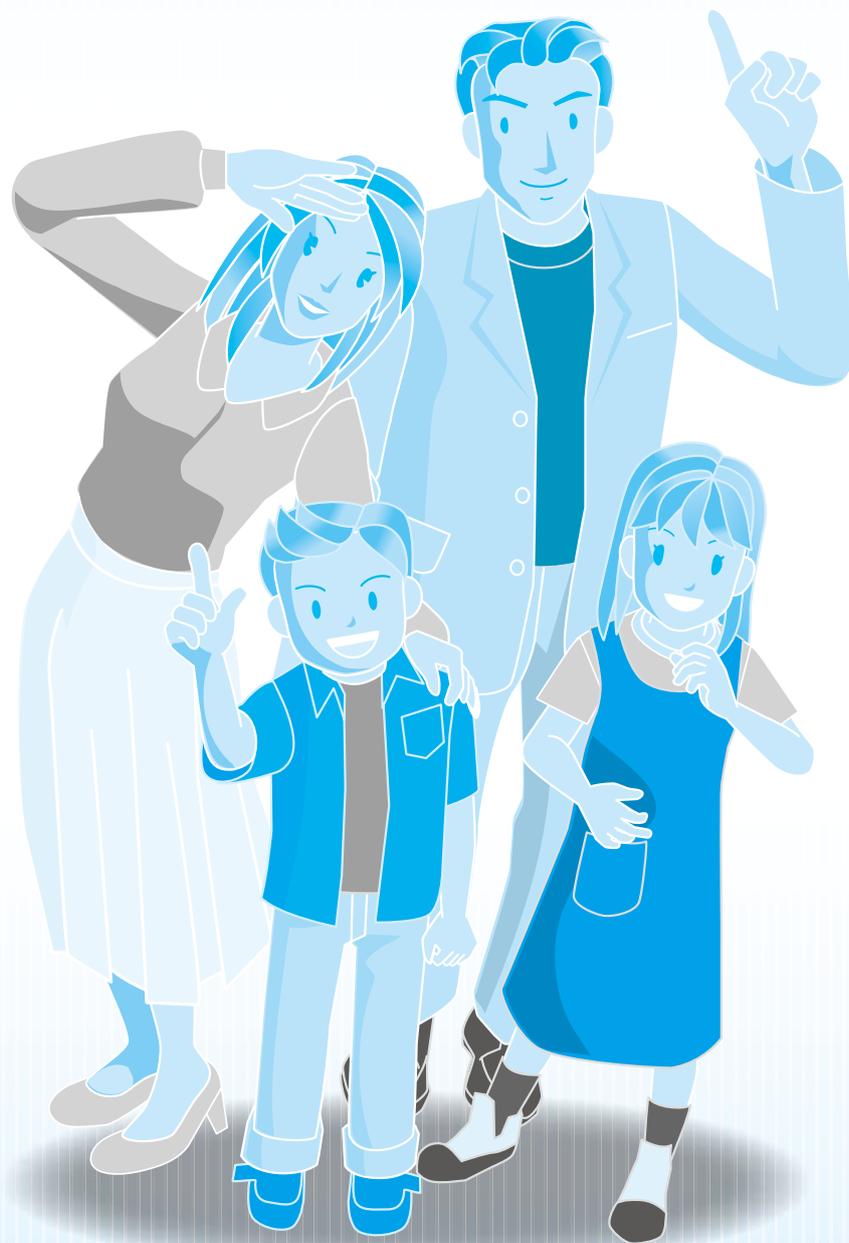


# 男女ハートフル 共生プラン

概要版

～茂原市男女共同参画計画(第2次)～



---

平成23年3月  
茂原市

---



## はじめに

21世紀を迎えて早10年を経過し、少子高齢化・高度情報化・国際化など、社会経済環境は過去に例を見ないほど劇的に変化しています。私たち自身の生活も例外ではなく、労働形態や家族形態も様変わりし、各自のライフスタイル・価値観も多様化しています。

このような中、女性も男性も互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題の一つとなっています。

本市では、平成16年3月に「茂原市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな施策を展開してまいりました。この計画は、平成16年度から平成22年度までの7年間の計画期間としており、社会情勢やニーズの変化に応じて見直しを行うこととされました。

このため、平成20年度に「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施し、アンケート結果とこれまでの実績を踏まえ、平成21年度・22年度において計画の見直しを行い、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」を策定しました。

「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」では、基本理念を「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと～共生と共創～」とし、すべての人が1人の人間として尊重され、家庭の温かさ、人々とのふれあいを通して、職場・地域・学校・家庭などのさまざまな場所において、それぞれの特性を活かして心豊かに個性と能力を発揮でき、充実した人生を送ることができるよう、市民ニーズやライフスタイルの変化を踏まえ、さまざまな新しい施策を盛り込みました。

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取り組みだけでなく、市民、企業および各種団体等が一層の連携を図り、一体となって積極的に取り組むことが必要となりますので、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に際し貴重なご意見・ご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」の委員の方々をはじめ、意識調査、パブリックコメント（市民意見募集）手続などにご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

茂原市長 田中 豊彦



## 計画改訂の趣旨

茂原市基本構想で掲げられている「すべての市民が住んで良かったと思えるまち茂原」を実現する上で、女性も男性も個性と能力を十分に発揮して責任と喜びを分かち合い、あらゆる分野における活動に参画することのできる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀における本市の最重要課題の一つとなっています。

しかしながら、家庭や職場、地域など、市民生活を送る上でのさまざまな場面において、単に性別を理由とした役割分担などの固定観念がいまだに根強く残っているのが実情です。

このような固定観念を払拭し、市民一人ひとりが性別に関わらず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会を実現させるため、市民共通の目標と行動の指針となる「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」を策定するものです。

この計画は、「茂原市男女共同参画計画」（第1次計画）の成果を引き継ぐとともに、基本法に基づき、国や千葉県の計画等を踏まえつつ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立って策定するものです。

## 計画の基本理念

我が国では、基本法の成立・施行およびこれに基づく男女共同参画基本計画の策定、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、DV防止法など、男女平等や女性の地位向上、男女共同参画社会づくりに向けた様々な法制度の整備などが行われてきました。

しかし、個人の意識や家庭や地域、職場などの場において、依然として固定的な性別役割分担意識などの社会的・文化的に形成された性別意識が根強く残っており、無意識による男女間の格差が生じている場合があるのが実情です。

女性も男性も性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を形成していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、男女共同参画社会の実現に向けて自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていくという「共生」・「共創」の精神を培っていくことが必要です。

男女共同参画社会基本法施行から10年余を経過し、目まぐるしく変わる社会状況によって生じたさまざまな分野における新たな課題に対応するため、市民や団体、企業と行政が手を携え、男女がともに喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、基本法の基本理念を前提としつつ、「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」を本市の基本理念に掲げ、男女共同参画社会づくりをさらに推し進めます。

## 計画の期間

この計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間とします。

## 計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたり、市民の皆さんに親しみを持っていただけるよう愛称を公募し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。

この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。

## 計画の推進

男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりに関する意識の定着を図るとともに、推進体制の整備、関係機関との連携や市民・団体および企業等との連携に努めます。

### （1）推進体制の整備

第2次計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

庁内においては推進委員会を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めます。また、関係各課で取り組んでいる各事業の進ちょく状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

### （2）関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたるため、法律や制度の見直しなど、市行政の権限を超えるものについては国、千葉県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

### （3）調査研究・情報提供の充実

第2次計画を効果的に推進するため、引き続き市民の意識や実態などを調査研究し、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには市民の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識啓発、広報もばらや茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供に努めます。

また、男女共同参画計画の強化と諸施策を進める根拠となる男女共同参画条例について、市民の意識や企業・団体の意見を収集・分析するなど、調査・研究に努めます。

# 施策の体系

基本理念

女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと、共生と共創

基本目標

I 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

II あらゆる分野における男女共同参画

III 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

主要課題

1 人権尊重意識の啓発

2 男女平等意識啓発の推進

1 政策・方針決定過程における男女共同参画

2 家庭・地域社会における男女共同参画

3 労働の場における男女共同参画

1 安心して活動できる環境の整備

2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

施策の方向

(1) 人権尊重意識の啓発

(2) 人権を守るための社会づくり

(1) 家庭における男女平等意識啓発の推進

(2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

(3) 地域における男女平等意識啓発の推進

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

(2) 地域における男女共同参画の促進

(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保

(2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進

(3) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備

(1) 子育て支援の充実

(2) 高齢者・障害者介護の充実

(3) 防災・防犯における男女共同参画の促進

(1) 生涯を通じた健康支援

(2) 心と身体健康づくり支援

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

日本国憲法には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関する様々な法制度が整備され、取り組みなども行われてきました。

また、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられるとともに、男女共同参画社会の形成に関する基本理念が定められ、国、地方公共団体および国民の責務が明らかにされました。

女性も男性も互いの人権を尊重し合いながら責任を分かち合い、ともにいきいきと活躍できる社会をつくり上げるために、家庭や職場、学校、地域などあらゆる分野において人権尊重意識の啓発に努め、男女共同参画社会づくりに関する意識の定着を図ります。

### 主要課題1 人権尊重意識の啓発

#### ■施策の方向

##### (1) 人権尊重意識の啓発

- 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催
- 広報等による人権相談の周知徹底と意識啓発の推進 など

##### (2) 人権を守るための社会づくり

- DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底
- 男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知 など

### 主要課題2 家庭・地域社会における男女共同参画

#### ■施策の方向

##### (1) 家庭における男女平等意識啓発の推進

- 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催
- 家庭教育に関する相談の充実 など

##### (2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

- 児童・生徒等の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する教育等の推進
- 個性を生かす教育の充実 など

##### (3) 地域における男女平等意識啓発の推進

- 自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画の促進 など

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を共に担っていくことが重要です。本市では、他の分野に比べて特に政策・方針決定過程における女性の参画がいまだに十分ではないのが実情です。

また、仕事と家事・育児・介護などの生活の両立に悩みを抱える人が多く見られ、社会の活力の低下、さらには少子化・人口減少につながっていることから、官民一体となってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組むことが求められています。

政策・方針の決定に際して男女双方の意見が反映されるよう、環境の整備をこれまで以上に進めるとともに、雇用・労働の場においても男女の雇用機会の均等と待遇の平等を確保し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）および個性と能力を発揮できる環境づくりを推進します。また、農業や商工業などの自営業の分野においても、男女共同参画の促進に努めます。

### 主要課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

#### ■ 施策の方向

- (1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
  - 男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大
  - 広聴活動における女性の意見聴取機会の確保 など
  
- (2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
  - 企業・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発
  - 男女雇用機会均等に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進 など

### 主要課題 2 家庭・地域社会における男女共同参画

#### ■ 施策の方向

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
  - 父親の子育てに関する学習機会の提供
  - 男性の家庭参画を促す講座等の実施 など
  
- (2) 地域活動における男女共同参画の促進
  - 地域活動や各種ボランティア活動等への男女共同参画促進のための啓発
  - 環境保全における男女共同参画の促進 など

## 主要課題 3 労働の場における男女共同参画

### ■ 施策の方向

- (1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保
  - 企業などが進める男女労働者の格差解消を目指す積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進と再チャレンジの支援
  - 勤労女性の母性保護についての啓発 など
  
- (2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進
  - 農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成
  - 商工業の女性グループに対する支援、育成の促進 など
  
- (3) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備
  - 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発
  - ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 など



## 基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らすことのできる環境づくりが必要です。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、市民活動全体の幅を広げ、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。

### 主要課題 1 安心して活動できる環境の整備

#### ■施策の方向

##### (1) 子育て支援の充実

- 次世代育成支援対策地域行動計画の推進
- 子育てに関する相談業務の充実 など

##### (2) 高齢者・障害者介護の充実

- 高齢者の総合相談窓口の充実
- 障害者（児）の地域生活支援の充実 など

##### (3) 防災・防犯における男女共同参画の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実
- 地域防犯体制の充実 など

### 主要課題 2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

#### ■施策の方向

##### (1) 生涯を通じた健康支援

- 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発
- 人生の各段階に応じた健康教育・指導や健康相談の推進 など

##### (2) 心と身体健康づくり支援

- 精神保健相談および社会復帰の促進
- 市民参加の健康づくりの推進 など

# 男女共同参画社会基本法(抜粋)

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 基本理念

### ①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

### ②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

### ③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

### ④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

### ⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

---

## 問い合わせ先

茂原市企画財政部企画政策課 Tel0475-20-1516 FAX0475-20-1603  
kikaku@city.mobara.chiba.jp <http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>